

えがお 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(事務所)

第2条 実行委員会は、事務所を松山市に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、第72回国民体育大会（冬季大会を除く。）及び第17回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）の開催に必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両大会の開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 両大会実施競技及び会場地市町の選定及び指導・支援に関すること。
- (3) 両大会の開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること。
- (4) 両大会の開催のための募金活動に関すること。
- (5) 広報及び県民運動に関すること。
- (6) 宿泊及び医事・衛生に関すること。
- (7) 輸送及び交通に関すること。
- (8) 式典の企画運営に関すること。
- (9) 警備及び消防に関すること。
- (10) 文部科学省、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、関係競技団体その他関係機関・団体との連絡・調整に関すること。
- (11) その他実行委員会の目的達成に必要な事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第5条 実行委員会は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 県及び市町の代表者又は職員
- (2) 県及び市町の議会の議員
- (3) 競技団体等の関係機関・団体の代表者又は役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他両大会の開催準備及び運営に関係ある者

(役員)

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人

- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 30名以上50名以内
- (4) 監事 若干名

(役員を選出)

第7条 会長は、愛媛県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が指名する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代行する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第13条第7項に掲げる事項を処理する。
- 4 監事は、事業の執行状況及び会計について監査し、必要があるときは、会長に対し意見を述べることができる。

(任期等)

第9条 委員及び監事(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱された日から第21条の規定により実行委員会が解散するときまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員等に委嘱された者が、その属する機関又は団体において委嘱されたときの役職を離れたときは、当該委員等の任期は、当該役職にあった日までとする。
- 3 前項の規定により委員等が欠けたときは、当該委員等の属していた機関又は団体において当該委員等の後任となった者を委員等に委嘱するものとする。
- 4 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 5 会長は、前3項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第10条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務の諮問に応ずる。
- 4 参与は、重要な会務に参加する。
- 5 顧問及び参与の任期等については、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議)

第11条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第12条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 両大会の開催方針に関すること。

(2) 会則に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。

4 総会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 常任委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。

3 常任委員会に副委員長を置き、副会長をもって充てる。

4 委員長は、常任委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

6 委員長は、常任委員会を招集し、議長となる。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会へ付託し、又は委任する事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急の事項に関すること。

(4) その他実行委員会の運営のため会長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第4項から第6項までの規定は、常任委員会について準用する。

(専門委員会)

第14条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託され、又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 第9条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

4 前各項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会又は常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 特別委員会及び協議会

(特別委員会及び協議会)

第16条 実行委員会に、第3条の目的を達成するため、必要に応じ特別委員会及び協議会を置くことができる。

2 特別委員会及び協議会の設置等については、常任委員会が決定する。

第6章 事務局

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、愛媛県えひめ国体推進局に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

第7章 会計

(経費)

第18条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第19条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第20条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が定める。

第8章 解散

(解散)

第21条 実行委員会は、第3条の目的が達成されたときに解散する。

第9章 補則

(補則)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この会則は、平成17年11月21日から施行する。

2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第20条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成26年8月3日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第72回国民体育大会愛媛県準備委員会の委員、役員、顧問、参与、専門委員である者は、それぞれ愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会の委員、役員、顧問、参与、専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則施行の際、現に制定されている第72回国民体育大会愛媛県準備委員会の関係規程等の中に「第72回国民体育大会愛媛県準備委員会」とあるものは、「愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会」と読み替える。